

議会報告会を開催します

議会では、議会の役割やしくみ、議会の活動内容を広く町民の皆さんに知っていただき、ご意見を聞く機会として、下記のとおり「議会報告会」を開催します。

参加者との懇談の時間も予定していますので、多くの方のご参加をお願いします。

昼と夜の2回の開催を予定していますので、ご都合の良い時間にご参加ください。



《開催日時及び開催場所》

平成28年1月20日（水）

昼の部 午後2時から…約1時間30分
さんさん館（大通）

夜の部 午後7時から…約1時間30分
林業研修会館（役場裏）2F集会室

問い合わせ先

津別町議会事務局 ☎ 76 - 2151（内線265）

緊急通報は110番 相談電話は「#9110」に！

1月10日は『110番の日です』

110番は、緊急の事件・事故などを、いち早く警察へ通報するための緊急電話です。

110番に出た警察官が、事件・事故の内容について必要なことを質問しますので、慌てずに落ち着いて教えてください。

警察官が早く現場に到着できるよう、その場所の住所や付近の目標となる建物などを聞きますので正しく伝えてください。

携帯電話で110番をする場合、車で移動しながらの通報や歩きながらの通報は、通話が途切れることがありますので控えてください。また、車を運転しながらの通報は法令違反となりますので、車を安全な場所に停止して通報をしてください。

遺失物・拾得物の届出、諸願手続に関する照会などは、最寄りの警察署又は交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」警察相談専用電話をご利用ください。

問い合わせ先 美幌警察署 ☎ 72 - 0110

平成28年4月1日から ごみ収集などが変更になります

平成28年4月から、日曜日に行っているごみ収集を休みにするなど、埋めるごみ（町内全区域）・資源物（1区域）・その他プラ（1区域）で、収集日が変更となります。

この変更に伴い、ごみ処理施設（一般廃棄物最終処分場、クリーンセンター）の休業日も日曜日となります。

なお、ごみ収集とごみ処理施設について、祝日は通常通り行いますのでご理解とご協力をお願いいたします。

《白ヌキ文字が変更後の収集日》

収集区域	月	火	水	木	金	土	日
西町、新町、旭町1・2・3、 柏町、高台町、東達美、 活汲中央	その他 プラ	生ごみ	資源物 2・4週	埋める 2・4週	生ごみ	燃やす	
幸町、本町、東町、 豊永2・3・4	その他 プラ	生ごみ	埋める 2・4週	資源物 2・4週	生ごみ	燃やす	
共和2・3・4、本岐市街、 相生中央、相生2	資源物 2・4週	生ごみ	埋める 1・3週	その他 プラ	生ごみ	燃やす	
緑町1・2・3、達美町、達美	資源物 2・4週	生ごみ	埋める 1・3週	その他 プラ	生ごみ	燃やす	
共和1、双葉、沼沢、恩根1、 恩根中央、本岐第2、木樋、 二又、大昭、布川	埋める 1・3週	資源物 4週	燃やす	その他 プラ	生ごみ		
東岡、活汲1・3、岩富、 西達美、下最上、上最上、 豊永1、高台1・2、 下美都、上美都、上里	埋める 1・3週	資源物 2週	燃やす	その他 プラ	生ごみ		

※粗大ごみは、2ヶ月に一度の収集で変更ありません。

【4月からの施設休業日】

- ・一般廃棄物最終処分場 「金曜日」から「日曜日」へ
- ・クリーンセンター（週2回） 「火・金曜日」から「木・日曜日」へ

問い合わせ先 住民企画課住民環境グループ ☎ 76 - 2151（内線217）

障がい者控除対象者認定書

障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「**身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方**」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険担当へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度、申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者 控除対象者	知的障がい者（軽度・中度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者（3級～6級）に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「A」に該当する
特別障がい者 控除対象者	知的障がい者（重度）に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「Ⅳ」に該当
	身体障がい者（1級・2級）に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）が「B」及び「C」に該当する

問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当☎番窓口 ☎ 76 - 2151（内線230）